



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

正誤

○令和二年一月十五日付東京都告示第三十五号……………二

告示

●東京都告示第千二百二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十二月十二日

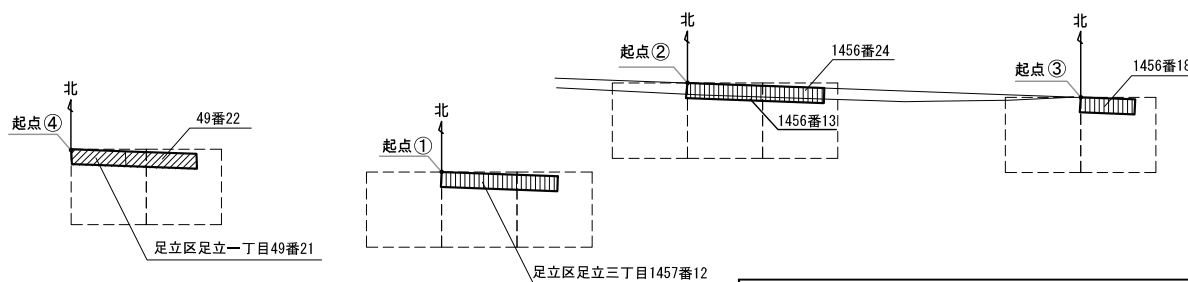
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区足立一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



【凡例】



調査対象地



単位区画



筆境界



形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第1269号により指定した区域)



形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)

【起点】

起点①は、足立区足立三丁目1457番12の最北端とする。
 起点②は、次の座標とする。

X座標: -26231.972 Y座標: -2112.195

起点③は、足立区足立三丁目1456番18の最北端とする。

起点④は、足立区足立一丁目49番21の最北端とする。

※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
世界測地系座標計算により作成した。

【格子の回転角度】

起点① 0度(無回轉)

起点② 0度(無回轉)

起点③ 0度(無回轉)

起点④ 0度(無回轉)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

正誤

○令和二年一月十五日付東京都告示第三十五号

二ページ上段後ろから四行目から後ろから一行目までを次のように訂正する。

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類^① 砒素及びその化
合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
発行
電話 ○三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

一 本
箇 号

三〇円
月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地二
電話 ○三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051